

橋本市くらし応援給付金事業委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務の名称

橋本市くらし応援給付金事業委託業務

(2) 目的

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減を図り、暮らしを支援する。

(3) 業務内容

業務内容の詳細については橋本市くらし応援給付金事業委託業務仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年（2026年）10月31日まで

(5) 募集方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

2 提案限度額

53,251,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 国税及び地方税を滞納している者でないこと

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(3) 契約締結までの期間に、橋本市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと

(4) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）等の規定による、更生、再生手続き、破産手続き中でないこと

(6) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと

(7) プライバシーマークの付与または情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001 または JIS Q27001）等の第三者認証を取得していること

(8) 近畿圏内において同種の事業における業務（5 年以内）の実績を有すること

4 業務に関する基本的事項

(1) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に本市と協議を行うこと。

(2) 秘密保持義務

業務に従事する者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(3) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講ずること。

(4) 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講ずること。

5 提案に係る書類の提出

(1) 提出期限

令和 8 年（2026 年）1 月 23 日（金）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出書類（以下、「企画提案書等」という。）

ア 参加申請書兼誓約書（様式第 1 号）

イ 事業者概要（様式第 2 号）

ウ 企画提案書（様式第 3 号または任意様式）

なお、任意様式の場合は、様式第 3 号に指定する各項目について記載すること。また、資料は A4 判（一部 A3 判資料折込可）を添付すること。

エ 見積書（様式第 4 号）

オ 見積書内訳（参考様式第4-1号）

仕様書5. 事業概要（1）（2）に基づきそれぞれ経費内訳を作成
任意様式で作成してもいいが、参考様式の事項を記載すること。

キ 過去の業務実績（様式第5号）

ク プライバシーマーク等の第三者認証の認定書（写）

橋本市建設工事及び委託業務請負業者入札参加資格要綱（平成18年橋本市告示第155号）に規定する令和6・7年度橋本市入札参加資格登録者名簿（以下「資格登録者名簿」という。）に登録を行っていない場合は、上記ア～ケに加えて次の書類を提出すること。

ケ 登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）

コ 「法人税」「消費税・地方消費税」の納税証明書（発行から3か月以内のもの）

サ 本市に事業所を有する場合は、法人市民税、固定資産税の直近1年間での納税証明書（発行から3か月以内のもの）

※ 本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（3）提出部数

ア 原本1部（上記提出書類 ア～サ）

イ 電子データ1部（上記提出書類 ア～ク）

（4）提出方法

持参または郵送によること。電子データはCD-R等に保存して提出すること。

（郵送の場合はレターパックなどの追跡サービスが利用できる方法とし、提出期限までに到着するように発送すること。）

（5）提出先

橋本市 総合政策部 政策企画課

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

電話：0736-33-1111

メールアドレス：kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp

（6）質疑の受付

本要領に関する質疑は質疑書（様式第6号）により行ってください。

受付期間は、公告日から令和8年（2026年）1月16日（金）正午までに持参、又はメールにて行うこと。（メールの場合、必ず電話等で着信確認を行うこと。）

（7）質疑の回答

すべての質問及び回答については、令和8年（2026年）1月20日（火）午後3時30分以降に、本市ホームページに掲載する。

（8）企画提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、企画提案書等の差し替え及び再提出することはできない。また、企画提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(9) 重複提案の禁止

提案は1団体につき1件とし、複数の提案は認めない。

(10) 著作権の帰属等

企画提案書等の著作権は、提案者に帰属し、本市が本業務以外の用途で、提案者に無断で使用することはない。ただし、企画提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

(11) 費用の負担

提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(12) 提案の辞退

企画提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(13) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁止する。

6 審査方法

(1) 本市が設置する「橋本市くらし応援給付金事業委託業務プロポーザル審査会」において、次項「7 審査基準」に基づき、提出された企画提案書等の書類審査を実施する。

なお、本プロポーザルは、提案者が1者のみの場合であっても審査を行い選定の可否を決定する。

審査会の日時、場所等の詳細は、提出期限後、各提案者に通知する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、書面により各提案者に通知する。

7 審査基準

審査における評価項目は以下のとおり。

審査項目	審査事項	配点
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・迅速かつ確実に通知書を配布できるスケジュールとなっているか・市民からの問い合わせに柔軟に対応できる業務の提案となっているか・加盟店舗拡大に向けた有効な営業工夫がなされているか	40点
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる十分な体制となって	20点

	いるか ・個人情報の取り扱いの重要性を理解し、適切な管理やセキュリティ対策を十分に行える体制となっているか	
その他自主提案		10 点
業務実績	・同種の事業において豊富な実績があり、業務遂行能力が高いか	10 点
提案金額	(最低提案価格/提案価格)×10	20 点
合計		100 点

8 受託候補者の選定

受託候補者は、以下のとおり選定する。

- (1) 審査委員の採点の合計点数が6割以上の者の中から高い順に受託候補者および次点者（補欠）を選定する。（提案者が1者の場合を除く。）
- (2) 同点の場合は、同点になっている提案を対象に再度採点し上位を決定する。この場合の採点方法は、審査委員が協議の上決定する。

9 契約の締結

- (1) 受託候補者選定後、企画提案の内容について協議を行うこととする。その場合、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次点者と協議を行い、契約相手方とする。（提案者が1者の場合を除く。）
- (3) 受託候補者が、本要領に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

10 公募に関するスケジュール

募集開始（公示）	令和8年（2026年）1月13日（火）
質疑受付期限	令和8年（2026年）1月16日（金）正午まで
質疑回答	令和8年（2026年）1月20日（火）午後3時半頃
企画提案書等提出期限	令和8年（2026年）1月23日（金）午後5時まで
審査会	令和8年（2026年）1月27日（火）（予定）
結果通知	令和8年（2026年）1月30日（金）（予定）
契約締結	令和8年（2026年）2月上旬（予定）

11 失格事項

提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- ()
- 3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、参加資格の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) 価格見積書の金額が、提案限度額を超過しているとき

12 担当部署（問い合わせ先）

橋本市 総合政策部 政策企画課

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

電話：0736-33-1111

メールアドレス：kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp